

児童手当 同居優先 認定について



児童手当の受給者は、**①住所要件**（日本国内に住所を有するか等）、**②監護・生計要件**（児童を監護し、その児童と生計関係にあるか等）、**③所得要件**（父母のどちらが児童の生計を維持する程度が高いか等）を確認し、決定します。

父母が離婚協議中等の理由で別居している場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、**児童と同居している者を日常生活の主催者と判断し、支給要件に該当する者**として取り扱います。

このような場合で児童手当受給者の変更があるときは、次の手続きが必要となります。

1 受給資格の申し立て



「同居優先」を活用して児童手当を受給するには、**受給資格の申し立て**が必要です。

◆手続きに必要なもの

児童手当の受給資格に係る申立書（市役所窓口でご記入ください。）
離婚協議中で別居している事実について確認できる書類※1

※1 申請者に離婚の意思があり、配偶者にその意思が表明されていることが客観的に確認できる書類であること。

（例）・離婚協議申し入れにかかる内容証明郵便の謄本※2

・調停期日呼出状の写し ・家庭裁判所における事件係属証明書

・調停不成立証明書 ・離婚裁判に係る控訴状の副本

・弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書 等

※2 記載されている日付をもって、離婚協議中である父母に該当した日とする。

2 受給資格申立者による児童手当認定請求

申立書の審査後、支給要件に該当する者と判断された際には、**認定請求**（住所地へ受給資格および児童手当の支給額について認定を請求すること）が必要に

なります。

遠野市に住民登録がある方や離婚前提で遠野市へ転入された方は、申し立ての際に以下の必要書類を持って遠野市の担当窓口へお越しください。

離婚前提で他市町村へ転出される方はこれらのほかにも必要な書類の提出を求められる場合がありますので、詳しくは転出先へお問い合わせください。

◆手続きに必要なもの

認定請求書（窓口でご記入ください。）
請求者（児童と同居している父または母）名義の普通預金通帳 児童手当の入金用に金融機関名、口座番号等を確認します。 児童名義の口座は振込先に指定できません。
請求者の健康保険証の写し または 年金加入証明書 加入している年金を確認します。運転免許証等では代用できません。
請求者の個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード 等）

3 注意点

仕事上の転勤等で父または母のいずれかが単身赴任し、児童と別居しているような場合は、別居後も父母は生計を同じくしているものと考えられることから、「同居優先」は適用されず、児童の生計を維持する程度の高い者を支給要件に該当する者として取り扱います。

4 手続き場所

遠野市役所とぴあ庁舎 市民課窓口 または 宮守総合支所窓口

離婚前提で他市町村へ転出される際には、転出先の児童手当担当課へご相談のうえ、お手続きください。



5 お問い合わせ

遠野市総務企画部 市民課給付係

〒028-0592 岩手県遠野市中央通り9番1号 遠野市役所とぴあ庁舎

☎ 0198-62-2111（内線 146、147）